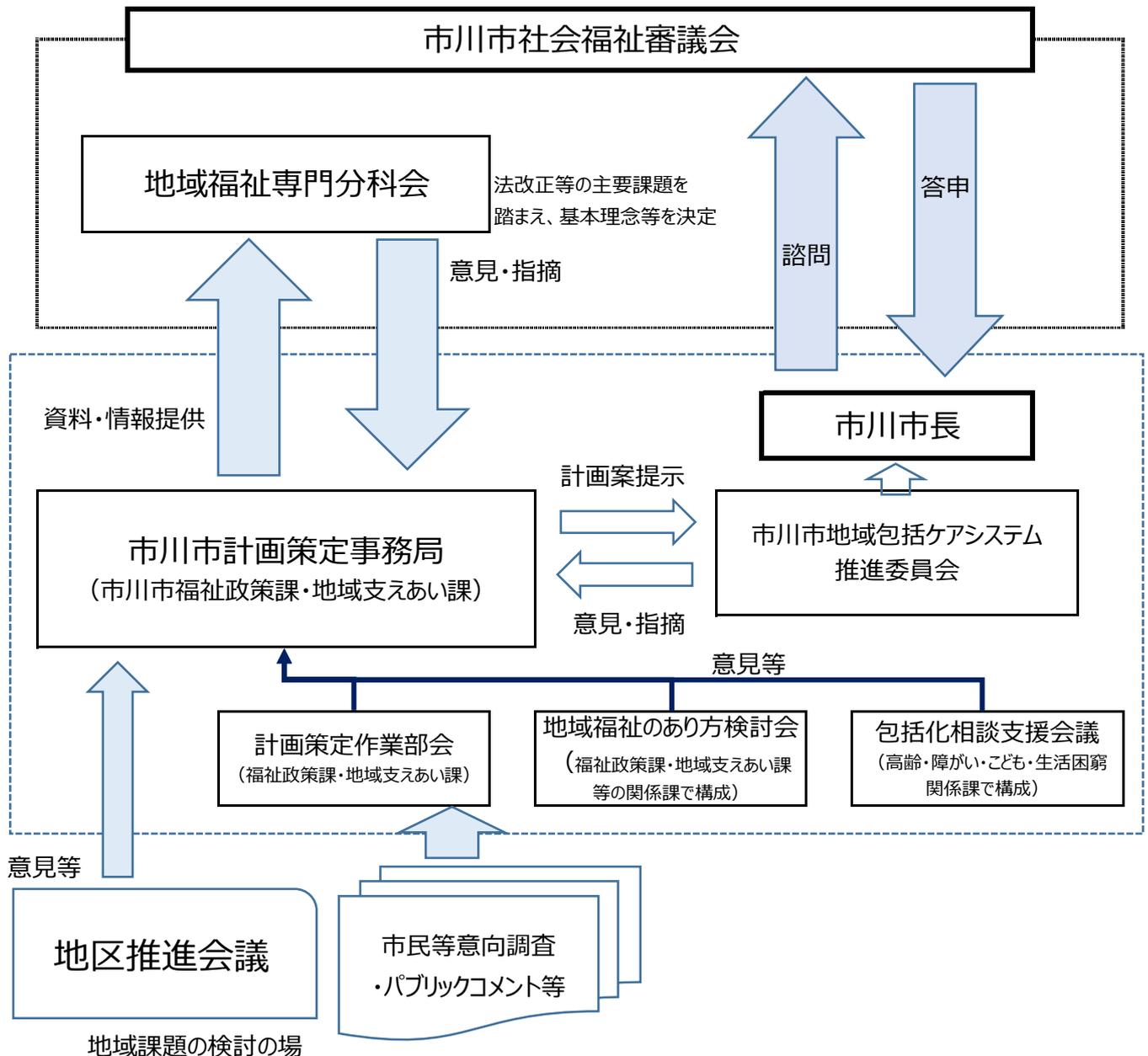


第5期地域福祉計画策定に係る本市の体制について

計画策定の体制

本市では資料 3 - 2 で示す市町村福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ、下図の体制で検討を進めていく。



【ガイドラインで国が示した体制と本市の体制（案）比較】

- (1) 地域福祉計画の検討会及び組織横断的なプロジェクトチーム
→ 計画策定作業部会、地域福祉のあり方検討会、包括化相談支援会議
- (2) 地域福祉計画策定委員会
→ 社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- (3) 策定方針の決定
→ 計画策定事務局からの資料・情報提供等により、地域福祉専門分科会において決定